

住民税非課税世帯への義援金 支給申請受け付けを開始

対象要件

熊本地震により被災し、住家のり災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の世帯または「解体世帯※1」のうち、り災証明書に記載の世帯全員が平成30年度(平成29年中の収入)の住民税が非課税である世帯。ただし、別世帯の住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯(高齢者※2または障がい者※3がいる世帯を除く)は対象となりません。

- ※1 被災者生活再建支援金の解体世帯で、基礎支援金の支給決定を受けている世帯
- ※2 平成30年1月1日現在で満65歳以上の人
- ※3 平成30年1月1日現在において身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているなど、地方税法施行令第7条に該当する所得控除の対象となる人

申請期間

5月20日(月)～平成32年3月31日(火)(閉庁日除く)

義援金支給申請・公営住宅入居助成金についてのお問い合わせ、申請は、
 圏生活再建支援課生活再建支援係 ☎ 289-1400
 受付時間は開庁日の午前8時30分～午後5時まで

申請に必要なもの

- ・申請書 ・り災証明書の写し
- ・平成30年度住民税課税証明書(り災証明書記載の世帯全員分)
- ・振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し(別世帯の人へは振り込めません)
- ・平成30年1月1日以前に亡くなった人がいる場合は住民票の除票

その他

- ・別世帯の人から扶養されている場合は扶養者分の課税証明書も必要です。
- ・確認に必要な書類を別途求める場合があります。

支給金額

被災区分	金額
「全壊」・「解体世帯」	20万円
「大規模半壊」・「半壊」	10万円

公営住宅入居助成金について (県復興基金事業)

熊本地震により住居が被災し、応急的な住まいなどから再建先として県内の公営住宅に入居された世帯へ、公営住宅入居費用を助成します。

対象となる世帯

- 県内の公営住宅に入居された世帯で、次のいずれかに該当する世帯
- ・居住家屋のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の世帯
 - ・居住家屋のり災証明書が「半壊」で家屋を解体した世帯
 - ・応急仮設住宅(プレハブ仮設、みなし仮設)に入居していた世帯で、供与期限内に退去した世帯

助成金額

1世帯あたり一律10万円

申請に必要なもの

- ・申請書 ・印鑑 ・り災証明書の写し
- ・世帯主名義の振込口座預金通帳の写し
- ・入居後の住民票(世帯全員の続柄記載) →町内の場合、省略できます。
- ・入居が確認できるもの(入居当選通知書など)
- ・「半壊」家屋の解体を証明するもの(応急仮設住宅に入居していた世帯は不要)
- ・申請者の本人確認ができるもの(免許証など)

その他

- ・平成28年4月15日以降の入居が対象となります。
- ・申請ができるのは公営住宅に入居後(住民票異動後)です。
- ・生活再建支援金「加算支援金」を受給している世帯は対象となりません。
- ・住まいの再建支援事業「リバースモーゲージ利子助成」「自宅再建利子助成」「民間賃貸入居助成」との併給はできません。